

■事務室の方へ 恐れ入りますが、分会長さんへお渡しください

長野高教組 FAX ニュース	増刷りの上、職場のみなさんに配布してください。
〒380-8790 長野市県町 593 TEL 026-234-2216 FAX 026-234-2219 メール naganokokyoso@educas.jp HP http://naganokokyoso.com/ FAX ニュースは、HP からダウンロードできます	2020 年 10 月 27 日 (火) No. 374 (20-12)

立皇嗣にかかる祝意の強制に反対します

10 月 27 日、長野県教育委員会に対して要請書を提出し、学校に対して祝意の表明を強制しないことを申し入れました。「教育委員会としては、文科省の通知は教育政策課から学校にお知らせするというスタンスに変更はない。高校教育課や学びの改革支援課から学校に通知を出すことはしない。日曜日でもあり、日の丸掲揚についても調査は行わない」との回答でした。学校長の判断に任せられた形ですが、教育委員会の対応も参考にいただき、**緊急ではありますが、各分会では学校長に対して祝意の表明等を行わないように申し入れるなどの取り組みをお願いします。**

2020 年 10 月 27 日

長野県教育委員会
教育長 原山 隆一様

長野県高等学校教職員組合
執行委員長 細尾 俊彦

立皇嗣にかかわる祝意の強制に反対する要請書

政府は、10 月 9 日、各府省に対して、立皇嗣宣明の儀がおこなわれる 11 月 8 日に祝意を表すために「国旗を掲揚すること」および「地方公共団体に対しても、国旗を掲揚するよう協力方を要望すること」、また「地方公共団体以外の公署、学校、会社、その他一般においても、国旗を掲揚するよう協力方を要望すること」を通知しました。これを受けて文部科学省は 10 月 12 日、各都道府県教育委員会等に対し、学校やその他の教育機関において通知の趣旨に沿って対応することを求めるとともに、市町村教育委員会とその所管の学校に周知することを求める通知を発出しました。長野県教育委員会は 10 月 13 日、教育次長名で教育機関の長あてに「立皇嗣宣明の儀当日における祝意奉表の実施について（通知）」を発出し文部科学省からの通知を「お知らせします。」として現場に周知しました。

憲法において「象徴」として位置付けられた天皇の地位は、「主権の存する日本国民の総意に基づく」（第 1 条）とされています。「立皇嗣」への祝意を、政府が国民に押しつけることは、国民主権の原則からも、憲法 19 条の「思想・良心の自由」からも許されないことです。通知は、各学校にも「国旗掲揚の協力」という形で祝意の表明への「協力方を要望」することを周知するよう求めています。しかし、学校が国旗を掲揚して「立皇嗣」に対する祝意を表明することは、児童生徒や教職員に特定の感情・意識にくみすることを強制することになります。そのようなことを通知することは、教育基本法第 16 条に明記された「不当な支配」にあたるものであり、容認することはできません。

長野県高等学校教職員組合は、政府による各都道府県教育委員会等に対する、立皇嗣における祝意表明の強制に関する通知に対し、強く抗議するものです。その立場から以下のことを強く求めます。

記

1. 長野県教育委員会は、学校に対し祝意の表明を強制しないこと。 以上